

テロ対策等分科会の開催について

令和3年3月1日
大阪・関西万博関係府省庁連絡会議議長決定
令和3年5月12日
一部改正
令和4年1月28日
一部改正

1 2025年大阪・関西万博に係るテロ対策及び災害対策を含めた警備対策の円滑な準備に資するため、大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の下、テロ対策等分科会（以下「分科会」という。）を開催する

2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

会長 内閣官房危機管理審議官

会長代理 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長

構成員 内閣官房国際博覧会推進本部事務局参事官

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）

内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）

警察庁警備局警備企画課長

警察庁警備局警備運用部警備第一課長

警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

消防庁消防・救急課長

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長

公安調査庁総務部参事官

外務省総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室長

財務省関税局監視課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全危機管理官

経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室長

経済産業省商務・サービスグループ博覧会推進室長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

国土交通省大臣官房危機管理官

国土交通省水管理・国土保全局防災課長

観光庁参事官（外客受入担当）付 外客安全対策室長

気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）

海上保安庁警備救難部警備課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省大臣官房総務課危機管理室長

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 安全規制管理官（核セキュリティ担当）

防衛省統合幕僚監部首席参事官

オブザーバー 大阪府・大阪市万博推進局整備調整部長
大阪府危機管理部災害対策課長
大阪市危機管理室応急対策担当課長
大阪府警察本部警備部警備総務課長
大阪市消防局企画部消防制度担当課長
2025年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部危機管理課長

- 3 分科会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。